

この省令は、平成十四年三月十一日から施行する。

附則（平成十四年三月一八日法務省令第一七号）

この省令は、平成十四年三月二十五日から施行する。ただし、第一条中別表富山地方法務局の部及び高松法務局の部の改正規定は、公布の日から施行する。

附則（平成十四年四月八日法務省令第三一七号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表津地方法務局の部の改正規定は、平成十四年四月十五日から施行する。

附則（平成十四年四月二三日法務省令第三三〇号）

この省令は、平成十四年四月三十日から施行する。ただし、別表さいたま地方法務局の部の改正規定は、公布の日から施行する。

附則（平成十四年五月二日法務省令第三五五号）

この省令は、平成十四年五月十三日から施行する。

附則（平成十四年七月八日法務省令第四五五号）

この省令は、平成十四年七月十五日から施行する。ただし、第一条中別表金沢地方法務局の部の改正規定は、公布の日から施行する。

附則（平成十四年八月一九日法務省令第四九〇号）

この省令は、平成十四年八月二十六日から施行する。ただし、第一条中別表さいたま地方法務局の部の改正規定は、同年九月九日から施行する。

附則（平成十四年九月九日法務省令第五一〇号）

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表盛岡地方法務局の部の改正規定 公布の日
- 二 第一条中別表金沢地方法務局の部及び高知地方法務局の部の改正規定並びに第二条中第四十四条の改正規定 平成十四年九月十七日
- 三 第一条中別表旭川地方法務局の部及び名古屋法務局の部の改正規定並びに第二条中第十七条及び第四十二条の改正規定 平成十四年九月三十日

附則（平成十四年一〇月二五日法務省令第五四四号）

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

附則（平成十四年十一月一日）

この省令は、公布の日

附則（平成十四年十一月十一日）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中別表水戸地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第五条の改正規定 平成十四年十一月一日

附則（平成十四年十一月十一日）

この省令は、平成十四年十一月十一日から施行する。ただし、第一条中別表福島地方法務局の部の改正規定並びに第二条及び第三条の改正規定は、同年十二月九日から施行する。

附則（平成十四年二月九日法務省令第五八〇号）

この省令は、平成十四年十二月十六日から施行する。

附則（平成十五年一月九日法務省令第六〇〇号）

この省令は、平成十五年一月十四日から施行する。ただし、第一条中別表秋田地方法務局の部の改正規定は、同年二月七日から施行する。

附則（平成十五年二月二九日法務省令第六三〇号）

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表金沢地方法務局の部の改正規定 公布の日
- 二 第一条中別表広島法務局の部及び大分地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第二十三条及び第三十一条の改正規定 平成十五年二月三日
- 三 第一条中別表山形地方法務局の部、名古屋法務局の部、長崎地方法務局の部、佐世保支局の款及び那覇地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第三十条の改正規定 平成十五年二月十日
- 四 第一条中別表盛岡地方法務局の部の改正規定 平成十五年二月十七日

この省令は、平成十五年三月三日から施行する。ただし、第一条中別表広島法務局の部の改正規定は、同日から施行する。

附則（平成十五年三月五日法務省令第六六〇号）

この省令は、平成十五年三月二十四日から施行する。ただし、第一条中別表釧路地方法務局の部北見支局の款、同部網走支局の款、広島法務局の部及び佐賀地方法務局の部の改正規定は、同日から施行する。

附則（平成十五年三月二六日法務省令第六八〇号）

この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

附則（平成十五年四月二日法務省令第七〇〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成十五年四月二四日法務省令第七三〇号）

この省令は、平成十五年四月二十一日から施行する。

附則（平成十五年四月二四日法務省令第七五〇号）

この省令は、平成十五年五月六日から施行する。ただし、第一条中別表岐阜地方法務局の部の改正規定は、同日から施行する。

附則（平成十五年五月六日法務省令第七六〇号）

この省令は、平成十五年五月二十六日から施行する。ただし、第一条中別表神戸地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第十二条の改正規定は、同日から施行する。

附則（平成十五年六月五日法務省令第七八〇号）

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表千葉地方法務局の部、松戸支局の款及び柏支局の款の改正規定 平成十五年六月六日

この省令は、平成十五年七月二十八日から施行する。

附則（平成十五年七月二五日法務省令第七七〇号）

この省令は、平成十五年七月二十八日から施行する。

附則（平成十五年七月二二日法務省令第七九〇号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表千葉地方法務局の部の改正規定は、平成十五年七月十四日から施行する。

附則（平成十五年七月二二日法務省令第八一〇号）

この省令は、平成十五年七月二十八日から施行する。

附則（平成十五年七月二二日法務省令第八三〇号）

この省令は、平成十五年七月二十八日から施行する。

附則（平成十五年八月八日法務省令第八五〇号）

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表金沢地方法務局の部の改正規定 公布の日
- 二 第一条中別表山形地方法務局の部の改正規定 平成十五年八月十一日
- 三 第一条中別表名古屋法務局の部の改正規定 平成十五年八月二十日
- 四 第一条中別表大分地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第三十一条の改正規定 平成十五年八月二十五日
- 五 第一条中別表長野地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第九条の改正規定 平成十五年九月一日

附則（平成十五年九月二日法務省令第八六〇号）

附則（平成一五年一〇月七日法務省令第七一號）

この省令は、平成十五年十月十四日から施行する。

附則（平成一五年一〇月二八日法務省令第七二號）

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表名古屋法務局の部及び大分地方法務局の部の改正規定 公布の日

二 第一条中別表京都府法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第十二条の改正規定 平成十五年十一月四日

三 第一条中別表長崎地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第三十条の改正規定 平成十五年十一月十日

四 第一条中別表甲府地方法務局の部の改正規定 平成十五年十一月十五日

五 第一条中別表水戸地方法務局の部の改正規定 平成十五年十一月十七日

六 第一条中別表福島地方法務局の部の改正規定 平成十五年十一月二十五日

附則（平成一五年一二月二日法務省令第七四號）抄

この省令は、平成十五年十二月一日から施行する。

附則（平成一六年一月七日法務省令第七五號）抄

この省令は、平成十六年一月十三日から施行する。ただし、別表高知地方法務局の部の改正規定は、同月十九日から施行する。

附則（平成一六年一月九日法務省令第七六號）抄

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 別表水戸地方法務局の部及び金沢地方法務局の部の改正規定 平成十六年一月二十六日

二 別表岐阜地方法務局の部の改正規定 平成十六年二月一日

三 別表長野地方法務局の部の改正規定 平成十六年二月二日

附則（平成一六年二月九日法務省令第七七號）抄

この省令は、平成十六年二月十六日から施行する。

附則（平成一六年二月二五日法務省令第七八號）抄

この省令は、平成十六年三月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表大阪法務局の部の改正規定 公布の日

二 第一条中別表那覇地方法務局の部の改正規定 平成十六年三月八日

三 第一条中別表新潟地方法務局の部長岡支局の部及び同部六日支局の部の改正規定 平成十六年三月十五日

四 第一条中別表鹿児島地方法務局の部の改正規定 平成十六年三月二十二日

附則（平成一六年三月二日法務省令第七九號）抄

この省令は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表金沢地方法務局の部の改正規定 公布の日

二 第一条中別表函館地方法務局の部及び水戸地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第五条の改正規定 平成十六年三月二十九日

三 第一条中別表熊本地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第三十二条の改正規定 平成十六年三月三十一日

附則（平成一六年四月二日法務省令第八〇號）抄

この省令は、平成十六年四月二十六日から施行する。

附則（平成一六年六月八日法務省令第八一號）抄

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 別表大分地方法務局の部の改正規定 公布の日

二 別表奈良地方法務局の部及び広島法務局の部の改正規定 平成十六年六月十四日

三 別表山口地方法務局の部の改正規定 平成十六年六月二十八日

附則（平成一六年七月五日法務省令第八二號）抄

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表福島地方法務局の部、千葉地方法務局の部及び福岡法務局の部の改正規定並びに第二条の規定 平成十六年七月十二日

二 第一条中別表金沢地方法務局の部の改正規定 平成十六年七月二十日

三 第一条中別表長野地方法務局の部の改正規定 平成十六年七月二十六日

この省令は、平成十六年八月一日から施行する。

一 第一条中別表福島地方法務局の部、千葉地方法務局の部及び福岡法務局の部の改正規定並びに第二条の規定 平成十六年七月十二日

二 第一条中別表金沢地方法務局の部の改正規定 平成十六年七月二十日

三 第一条中別表長野地方法務局の部の改正規定 平成十六年七月二十六日

附則（平成一六年七月二七日法務省令第八三號）抄

この省令は、平成十六年八月一日から施行する。

一 第一条中別表甲府地方法務局の部の改正規定及び第二条の規定 平成十六年九月一日

二 第一条中別表名古屋法務局の部及び松山地方法務局の部の改正規定 平成十六年九月二十一日

三 第一条中別表岐阜地方法務局の部の改正規定 平成十六年九月二十七日

附則（平成一六年九月二七日法務省令第八四號）抄

この省令は、平成十六年十月一日から施行する。ただし、第一条中静岡地方法務局の部の改正規定は、公布の日から施行する。

附則（平成一六年一〇月六日法務省令第八五號）抄

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表東京法務局の部、新潟地方法務局の部、神戸地方法務局の部、岡山地方法務局の部及び佐賀地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第一条、第十条、第十三条、第二十五条及び第三十条の改正規定、第三条並びに第四条の規定 平成十六年十月十二日

二 第一条中別表水戸地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第五条の改正規定 平成十六年十月十六日

三 第一条中別表長野地方法務局の部の改正規定 平成十六年十月十八日

附則（平成一六年一〇月二二日法務省令第八六號）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一六年一〇月二六日法務省令第八七號）抄

この省令は、平成十六年十一月一日から施行する。

この省令は、公布の日から施行し、改正後の人権擁護委員協議会、人権擁護委員連合会及び全国人権擁護委員連合会組織規程別表第一「隠岐人権擁護委員協議会」の項の規定は、平成十六年十月一日から適用する。

附則（平成一六年一二月二日法務省令第八八號）抄

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 別表函館地方法務局の部及び水戸地方法務局の部の改正規定 平成十六年十一月一日

二 別表前橋地方法務局の部の改正規定 平成十六年十二月五日

三 別表長野地方法務局の部の改正規定 平成十六年十二月六日

附則（平成一六年一二月二日法務省令第八九號）抄

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表青森地方法務局の部、宇都宮地方法務局の部、さいたま地方法務局の部、長野地方法務局の部、津地方法務局の部、松阪支局の部、大津地方法務局の部、松山地方法務局の部、高知地方法務局の部、熊本地方法務局の部、八代支局の部及び大分地方法務局の部の改正規定並びに第三条の規定 平成十七年一月一日

二 第一条中別表長崎地方法務局の部の改正規定 平成十七年一月四日

三 第二条の規定 平成十七年一月八日

四 第一条中別表秋田地方法務局の部、山形地方法務局の部、名古屋法務局の部、津地方法務局の部、同地方法務局の部及び神戸地方法務局の部の改正規定 平成十七年一月十一日

五 第一条中別表熊本地方法務局の部、山鹿支局の部の改正規定 平成十七年一月十五日

六 第一条中別表静岡地方法務局の部の改正規定 平成十七年一月十七日

七 第一条中別表水戸地方法務局の部の改正規定 平成十七年一月二十一日

八 第一条中別表福岡法務局の部及び那覇地方法務局の部の改正規定 平成十七年一月二十四日
九 第一条中別表津地方法務局の部四日市支局の部の改正規定及び第四条の規定 平成十七年一月三十一日

附 則 (平成一六年二月二八日法務省令第九三号)
この省令は、平成十七年一月一日から施行する。

附 則 (平成一七年一月四日法務省令第一号)
この省令は、公布の日から施行し、改正後の法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務委任規則の規定は、平成十七年一月一日から適用する。

附 則 (平成一七年一月一日法務省令第二号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年一月一七日法務省令第六号)
この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則(以下「改正後の設置規則」という。)別表熊本地方法務局の部及び登記事務委任規則(以下「改正後の委任規則」という。)第三十二条の規定は平成十七年一月十五日から、改正後の設置規則別表松山地方法務局の部及び委任規則第四十五条の規定は同月十六日から適用する。

附 則 (平成一七年一月二八日法務省令第七号)抄
この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
一 第一条中別表広島法務局の部及び高知地方法務局の部の改正規定 平成十七年二月一日
二 第一条中別表岐阜地方法務局の部同地方法務局の部の改正規定 平成十七年二月七日
三 第一条中別表大津地方法務局の部彦根支局の部の改正規定 平成十七年二月十一日
四 第一条中別表岐阜地方法務局の部中津川支局の部及び山口地方法務局の部下関支局の部の改正規定 平成十七年二月十三日
五 第一条中別表札幌法務局の部、横浜地方法務局の部、長野地方法務局の部、富山地方法務局の部、大津地方法務局の部長浜支局の部、奈良地方法務局の部及び高松法務局の部、第二条中登記事務委任規則第十八条及び第四十二条の二

の改正規定、第三条の規定並びに第四条中別表第一浦河人権擁護委員協議会の項の改正規定 平成十七年二月十四日
六 第一条中別表山口地方法務局の部岩国支局の部の改正規定 平成十七年二月二十一日
七 第一条中別表福島地方法務局の部、宇都宮地方法務局の部、和歌山地方法務局の部及び岡山地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第十六条の改正規定並びに第四条中別表第一田辺人権擁護委員協議会の項及び新宮人権擁護委員協議会の項の改正規定 平成十七年二月二十八日
附 則 (平成一七年二月一日法務省令第一号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年二月四日法務省令第二号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年二月二日法務省令第一号)
この省令は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則(以下「改正後の設置規則」という。)の規定、第三条の規定による改正後の登記事務委任規則(以下「改正後の委任規則」という。)の規定及び第五条の規定による改正後の人権擁護委員協議会、人権擁護委員連合会及び全国人権擁護委員連合会組織規程の規定は平成十七年二月十一日から、第二条の規定による改正後の設置規則の規定及び第四条の規定による改正後の委任規則の規定は同月十三日から適用する。

附 則 (平成一七年二月二八日法務省令第三号)
この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
一 第一条及び第四条の規定 公布の日
二 第二条中別表福島地方法務局の部、岡山地方法務局の部笠岡支局の部、徳島地方法務局の部、佐賀地方法務局の部、長崎地方法務局の部及び大分地方法務局の部中津支局の部の改正規定、第五条中登記事務委任規則第三十条及び第三十一条の改正規定、第六条中別表徳島の項の改正規定並びに第七条中別表第一脇町人権擁護

委員協議会の項の改正規定 平成十七年三月一日
三 第二条中別表山口地方法務局の部萩支局の部の改正規定 平成十七年三月六日
四 第二条中別表那覇地方法務局の部の改正規定 平成十七年三月七日
五 第二条中別表新潟地方法務局の部の改正規定 平成十七年三月十九日
六 第二条中別表広島法務局の部及び福岡法務局の部吉井支局の部の改正規定並びに第七条中別表第一吉井人権擁護委員協議会の項の改正規定 平成十七年三月二十日
七 第二条中別表札幌法務局の部、秋田地方法務局の部、水戸地方法務局の部竜ヶ崎支局の部、京都地方法務局の部、神戸地方法務局の部豊岡支局の部、松江地方法務局の部、山口地方法務局の部同地方法務局の部及び宇部支局の部、大分地方法務局の部日田支局の部並びに鹿児島地方法務局の部の改正規定、第三条中別表山口地方法務局の部の改正規定、第五条中登記事務委任規則第十二条、第三十八条及び第四十条の改正規定、第七條中別表第一本荘人権擁護委員協議会の項の改正規定並びに第八条の規定 平成十七年三月二十二日
八 第二条中別表水戸地方法務局の部麻生支局の部、宇都宮地方法務局の部、前橋地方法務局の部、千葉地方法務局の部、岐阜地方法務局の部、神戸地方法務局の部社支局の部及び福岡法務局の部同法務局の部の改正規定、第三条中別表水戸地方法務局の部の改正規定、第五条中登記事務委任規則第五条の改正規定、第六条中別表水戸の項の改正規定並びに第七条中別表第一麻生人権擁護委員協議会の項の改正規定 平成十七年三月二十八日
九 第二条中別表青森地方法務局の部、岡山地方法務局の部新見支局の部及び大分地方法務局の部宇佐支局の部の改正規定 平成十七年三月三十一日
附 則 (平成一七年三月一日法務省令第三号)
この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (平成一七年三月三日法務省令第三号)
この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (平成一七年三月七日法務省令第三号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年三月二日法務省令第四一号)
この省令は、公布の日から施行し、改正後の法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則、登記事務委任規則及び人権擁護委員協議会、人権擁護委員連合会及び全国人権擁護委員連合会組織規程の規定は、平成十七年三月二十一日から適用する。

附 則 (平成一七年三月二日法務省令第四二号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年三月二八日法務省令第四三号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年三月三〇日法務省令第四四号)
この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成一七年三月三一日法務省令第四六号)
この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び第四条の規定は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成一七年四月一日法務省令第五七号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年四月一日法務省令第五八号)
この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第四条及び第六条の規定は、平成十七年四月十日から施行する。

附 則 (平成一七年四月一日法務省令第五九号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年四月二八日法務省令第六六号)
この省令は、平成十七年五月一日から施行する。ただし、別表さいたま地方法務局の部所沢支局の部の改正規定は、同月二日から施行する。

附 則 (平成一七年五月二日法務省令第六八号)
この省令は、公布の日から施行し、改正後の法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則別表鹿児島地方法務局の部の規定及び登記事務委任規則第三十三条の規定は、平成十七年五月一日から適用する。ただし、第一条中別表静

この省令は、公布の日から施行し、改正後の法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則別表鹿児島地方法務局の部の規定及び登記事務委任規則第三十三条の規定は、平成十七年五月一日から適用する。ただし、第一条中別表静

岡地方務局の部掛川支局の款同支局の項の改正規定及び第二条中第七条第二項の改正規定は、同月五日から施行する。

附則（平成一七年五月二〇日法務省令第七一号）
この省令は、平成十七年五月三十日から施行する。ただし、第一条中別表福岡法務局の部の改正規定は、同月二十三日から施行する。

附則（平成一七年六月一日法務省令第七三号）抄
この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表前橋地方務局の部、長野地方務局の部及び神戸地方務局の部の改正規定
平成十七年六月十三日
- 二 略
- 三 第一条中別表松山地方務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第四十五条の改正規定
平成十七年六月二十七日

附則（平成一七年六月二七日法務省令第七六号）抄
この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 略
- 二 第一条中別表千葉地方務局の部及び鹿兒島地方務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第三十三条の改正規定
平成十七年七月一日
- 三 第一条中別表名古屋法務局の部の改正規定
平成十七年七月七日
- 四 第一条中別表宇都宮地方務局の部の改正規定
平成十七年七月十一日

附則（平成一七年七月二七日法務省令第七七号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一七年七月二七日法務省令第七八号）
この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表水戸地方務局の部、岡山地方務局の部及び高知地方務局の部の改正規定
平成十七年八月一日
- 二 第一条中別表奈良地方務局の部及び熊本地方務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第三十二条の改正規定
平成十七年八月八日
- 三 第一条中別表那覇地方務局の部の改正規定
平成十七年八月十五日

四 第一条中別表秋田地方務局の部の改正規定
平成十七年八月二十二日

五 第一条中別表広島法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第二十三条の改正規定
平成十七年八月二十九日

附則（平成一七年八月二二日法務省令第七八三号）
この省令は、平成十七年八月二十九日から施行する。ただし、第一条及び第三条の規定は、同年九月一日から施行する。

附則（平成一七年八月二六日法務省令第七八六号）抄
この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表熊本地方務局の部の改正規定
公布の日
- 二 第一条中別表盛岡地方務局の部及び新潟地方務局の部の改正規定
平成十七年九月一日
- 三 略
- 四 第一条中別表秋田地方務局の部及び静岡地方務局の部同地方務局の部の改正規定
平成十七年九月二十日
- 五 第一条中別表奈良地方務局の部の改正規定
平成十七年九月二十五日
- 六 第一条中別表千葉地方務局の部及び静岡地方務局の部浜松支局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第七、第十二条及び第二十三条の改正規定
平成十七年九月二十六日

附則（平成一七年九月二日法務省令第七八八号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一七年九月二二日法務省令第七八九号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一七年九月二〇日法務省令第七九〇号）
この省令は、平成十七年十月一日から施行する。

- 一 第一条中別表高松法務局の部の改正規定
公布の日
- 二 第一条中別表札幌法務局の部、函館地方務局の部、釧路地方務局の部、盛岡地方務局

の部、秋田地方務局の部、山形地方務局の部、福島地方務局の部、水戸地方務局の部、さいたま地方務局の部、長野地方務局の部、松本支局の部、名古屋法務局の部、金沢地方務局の部、小松支局の部、福井地方務局の部、大津地方務局の部、神戸地方務局の部、龍野支局の部、松江地方務局の部、佐賀地方務局の部及び長崎地方務局の部平戸支局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第二十七条及び第四十一条の改正規定並びに第四条中島山人権擁護委員協議会の項、龍野山人権擁護委員協議会の項及び武生山人権擁護委員協議会の項の改正規定
平成十七年十月一日

三 第一条中別表長野地方務局の部佐久支局の部の改正規定
平成十七年十月三日

四 第一条中別表仙台法務局の部、水戸地方務局の部同地方務局の部、金沢地方務局の部同地方務局の部、徳島地方務局の部、長崎地方務局の部、徳島支局の部並びに鹿兒島地方務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第七、第二十一条、第三十条及び第三十四条の改正規定、第三条の規定並びに第四条中別表第一太田山人権擁護委員協議会の項の改正規定
平成十七年十月十一日

五 第一条中別表神戸地方務局の部明石支局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第十三条の改正規定
平成十七年十月二十四日

附則（平成一七年九月三〇日法務省令第七九〇号）抄
この省令は、債権譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部を改正する法律（次条第四項において「改正法」という。）の施行の日（平成十七年十月三日）から施行する。

附則（平成一七年一〇月三十一日法務省令第一〇一〇号）
この省令は、公布の日から施行し、改正後の法務局及び地方務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務委任規則の規定は、平成十七年十月一日から適用する。

附則（平成一七年一〇月一日法務省令第一〇二〇号）
この省令は、公布の日から施行し、改正後の法務局及び地方務局の支局及び出張所設置規則

別表新潟地方務局の部の規定及び登記事務委任規則第十条第七項の規定は、平成十七年十月十日から適用する。

附則（平成一七年一〇月二七日法務省令第一〇三〇号）
この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表盛岡地方務局の部、福島地方務局の部、甲府地方務局の部同地方務局の部、長野地方務局の部及び富山地方務局の部の改正規定並びに第四条中別表第一木曾山人権擁護委員協議会の項の改正規定
平成十七年十一月一日
- 二 第一条中別表広島法務局の部の改正規定
平成十七年十一月三日
- 三 第一条中別表甲府地方務局の部都留支局の部、福井地方務局の部、和歌山地方務局の部、鹿兒島地方務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第八、第三十三、第三十四条の改正規定、第三条の改正規定並びに第四条中別表第一都留山人権擁護委員協議会の項の改正規定
平成十七年十一月七日
- 四 第一条中別表静岡地方務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第七、七条の改正規定
平成十七年十一月十四日
- 五 第一条中別表大阪法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第十一条の改正規定
平成十七年十一月二十一日
- 六 第一条中別表水戸地方務局の部及び岐阜地方務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第十九条の改正規定
平成十七年十一月二十八日

附則（平成一七年一二月七日法務省令第一〇四〇号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一七年一二月二二日法務省令第一〇七〇号）
この省令は、平成十七年十二月五日から施行する。ただし、第一条中別表仙台法務局の部の改正規定及び第二条の改正規定は、同月二十六日から施行する。

附則（平成一七年一二月二八日法務省令第一〇九〇号）
この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表青森地方務局の部、盛岡地方務局の部花巻支局の部及び二戸支局の部、福

島地方法務局の部同地方法務局の款及び相馬支局の款、宇都宮地方法務局の部同地方法務局の款、前橋地方法務局の部、岐阜地方法務局の部同地方法務局の款、津地方法務局の部、大津地方法務局の部、京都地方法務局の部、奈良地方法務局の部、高松法務局の部、高知地方法務局の部、佐賀地方法務局の部、長崎地方法務局の部、宮崎地方法務局の部並びに那覇地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第十九条の改正規定並びに第四条中別表第一園部人権擁護委員協議会の項の改正規定 平成十八年一月一日

二 第一条中別表福岡地方法務局の部若松支局の款の改正規定 平成十八年一月四日

三 第一条中別表盛岡地方法務局の部同地方法務局の款、宇都宮地方法務局の部栃木支局の款及び福井地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第六条及び第二十條の改正規定 平成十八年一月十日

四 第一条中千葉地方法務局の部及び岐阜地方法務局の部多治見支局の款の改正規定、第三条の改正規定並びに第四条中八日市場人権擁護委員協議会の項の改正規定 平成十八年一月二十三日

五 第一条中甲府地方法務局の部及び神戸地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第八條の改正規定 平成十八年一月三十日

附 則 (平成一八年一月四日法務省令第一号)

この省令は、公布の日から施行し、改正後の法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則の規定及び登記事務委任規則の規定は、平成十八年一月一日から適用する。

附 則 (平成一八年一月一〇日法務省令第二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一八年一月二三日法務省令第五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一八年一月三一日法務省令第八号)

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表函館地方法務局の部、さいたま地方法務局の部及び福井地方法務局の部の改正規定 平成十八年二月一日

二 第一条中別表東京法務局の部及び大阪法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第十一條の改正規定 平成十八年一月六日

三 第一条中別表神戸地方法務局の部及び福岡法務局の部の改正規定 平成十八年二月十一日

四 第一条中別表鹿児島地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第三十三條の改正規定 平成十八年二月十三日

五 第一条中別表盛岡地方法務局の部水沢支局の款、水戸地方法務局の部土浦支局の款及び宮崎地方法務局の部延岡支局の款の改正規定、第二条中登記事務委任規則第三十一條の改正規定並びに第三条の改正規定 平成十八年二月二十日

六 第一条中別表宮崎地方法務局の部日向支局の款の改正規定 平成十八年二月二十五日

七 第一条中別表盛岡地方法務局の部同地方法務局の款、水戸地方法務局の部同地方法務局の款及び鹿嶋支局の款及び熊本地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第五條の改正規定 平成十八年二月二十七日

附 則 (平成一八年二月六日法務省令第一号)

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 及び二 略
- 三 第一条の改正規定、第二条中登記事務委任規則第四條及び第三十條の改正規定、第三条の改正規定並びに第四条の改正規定 平成十八年二月二十日

附 則 (平成一八年二月二〇日法務省令第一六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一八年二月二七日法務省令第一七号)

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表青森地方法務局の部、広島法務局の部、徳島地方法務局の部、高知地方法務局の部及び佐賀地方法務局の部の改正規定、第三条の改正規定並びに第四条の改正規定 平成十八年三月一日

二 第一条中別表福井地方法務局の部の改正規定 平成十八年三月三日

三 第一条中別表釧路地方法務局の部の改正規定 平成十八年三月五日

四 第一条中別表盛岡地方法務局の部、東京法務局の部及び横浜地方法務局の部の改正規定並び

に第二条中登記事務委任規則第一条の改正規定 平成十八年三月六日

五 第一条中別表奈良地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第十四條の改正規定 平成十八年三月十三日

六 第一条中別表甲府地方法務局の部の改正規定 平成十八年三月十五日

七 第一条中別表水戸地方法務局の部の改正規定 平成十八年三月十九日

附 則 (平成一八年三月七日法務省令第一九号)

この省令は、公布の日から施行し、改正後の法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則別表甲府地方法務局の部の規定及び登記事務委任規則の規定は、平成十八年三月一日から適用する。

附 則 (平成一八年三月二五日法務省令第二号)

この省令は、平成十八年三月二十日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表前橋地方法務局の部の改正規定 平成十八年三月十八日
- 二 第一条中別表高松法務局の部の改正規定 平成十八年三月二十一日

附 則 (平成一八年三月二〇日法務省令第二四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一八年三月二二日法務省令第二五号)

この省令は、公布の日から施行し、改正後の法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則別表岡山地方法務局の部の規定及び登記事務委任規則の規定は、平成十八年三月二十一日から適用する。

附 則 (平成一八年三月二三日法務省令第二六号)

この省令は、平成十八年三月二十七日から施行する。

附 則 (平成一八年三月二七日法務省令第二七号)

この省令は、平成十八年三月三十一日から施行する。ただし、第一条中別表千葉地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第四條の改正規定、第三条の改正規定及び第四条中別表第一佐原人権擁護委員協議会の項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一八年三月三〇日法務省令第三〇号)

この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成一八年三月三一日法務省令第三四号)

この省令は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、第一条中別表大分地方法務局の部の改正規定及び第二条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一八年四月一〇日法務省令第四六号)

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 略
- 二 第一条中別表熊本地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第三十二條の改正規定 平成十八年四月十七日
- 三 第一条中別表奈良地方法務局の部の改正規定 平成十八年四月二十四日
- 四 第一条中別表松山地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第四十五條の改正規定 平成十八年五月十五日

附 則 (平成一八年五月二六日法務省令第六〇号)

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 から三まで 略
- 四 第一条中別表名古屋法務局の部の改正規定 平成十八年六月十二日
- 五 第一条中別表札幌法務局の部の改正規定 平成十八年六月十九日
- 六 第一条中別表盛岡地方法務局の部及び神戸地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第二十三條の改正規定 平成十八年六月二十六日

附 則 (平成一八年七月三日法務省令第六四号)

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表大分地方法務局の部の改正規定 公布の日
- 二 第一条中別表千葉地方法務局の部、横浜地方法務局の部、新潟地方法務局の部、大津地方法務局の部及び鹿児島地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第三条、第三十條及び第三十三條の改正規定、第三

三 第一条中別表松江地方法務局の部の改正規定
平成十九年十月二十九日

附 則 (平成一九年一〇月二三日法務省令第六〇号)

この省令は、平成十九年十一月一日から施行する。

附 則 (平成一九年一月一九日法務省令第六四号)

この省令は、平成二十年一月二十一日から施行する。

附 則 (平成一九年一月二〇日法務省令第六五号)

この省令は、平成十九年十一月二十六日から施行する。ただし、第一条の規定、第二条中登記事務委任規則第三十三条の改正規定及び第三条の規定は、同年十二月一日から施行する。

附 則 (平成一九年一月二七日法務省令第六六号)

この省令は、平成十九年十二月十七日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 別表高知地方法務局の部の改正規定 平成二十年一月一日
- 二 別表函館地方法務局の部の改正規定 平成二十年一月十五日

附 則 (平成二〇年二月四日法務省令第六七号)

この省令は、平成二十年二月十二日から施行する。ただし、第一条中別表山形地方法務局の部及び甲府地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第八条の改正規定、第三条中別表山形の項の改正規定並びに第四条中別表第一長井人権擁護委員協議会の項の改正規定は、同月二十五日から施行する。

附 則 (平成二〇年二月二六日法務省令第六八号)

この省令は、平成二十年三月三日から施行する。この省令は、平成二十年三月十七日から施行する。ただし、第一条中別表山口地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第二十四条の改正規定は、同月二十一日から施行する。

附 則 (平成二〇年二月二六日法務省令第六九号)

この省令は、平成二十年三月二十四日から施行する。ただし、第一条中別表静岡地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第七条の改正規定は、同月三十一日から施行する。

附 則 (平成二〇年三月七日法務省令第七〇号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中別表大阪法務局の部の改正規定及び第二条の規定は平成二十年三月十日から、第一条中別表神戸地方法務局の部の改正規定は同年四月二十八日から施行する。

附 則 (平成二〇年四月三〇日法務省令第七二号)

この省令は、平成二十年五月七日から施行する。

附 則 (平成二〇年五月二九日法務省令第七三号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表名古屋法務局の部の改正規定 平成二十年六月九日
- 二 略
- 三 第一条中別表奈良地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第十四条から第十六条までの改正規定 平成二十年七月一日
- 四 第一条中別表山口地方法務局の部の改正規定並びに第三条及び第四条の規定 平成二十年七月十四日

附 則 (平成二〇年九月九日法務省令第七四号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表名古屋法務局の部及び大阪法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第十三条第三項、第十二条第二項及び第七七条の改正規定並びに同規則第三十五条を削り、同規則第三十四条を同規則第三十五条とし、同規則第三十三条を同規則第三十四条とし、同規則第三十二条の次に一条を加える改正規定 平成二十年九月十六日

二 第一条中別表旭川地方法務局の部、富山地方法務局の部及び福岡法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第五条、第二十二條第二項及び第四十二條の改正規定 平成二十年十月十四日

三 第一条中別表水戸地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第三十六条、第三十七条及び第四十五条第一項の改正規定並びに第三条及び第四条の規定 平成二十年十月十七日

附 則 (平成二〇年九月三〇日法務省令第七五号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中別表熊本地方法務局の部の改正規定は平成二十年十月六日から、同表大阪法務局の部の改正規定は同月十四日から、第二条の規定は同年十一月二十五日から施行する。

附 則 (平成二〇年一〇月二八日法務省令第七八号) 抄

この省令は、平成二十年十一月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年二月二五日法務省令第七四号) 抄

この省令は、公布の日から施行し、改正後の登記事務委任規則第四十二条の規定は、平成二十年十一月一日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表静岡地方法務局の部の改正規定 平成二十一年一月一日
- 二 第一条中別表仙台法務局の部の改正規定(「青葉区」を「宮城野区」に改める部分に限る) 平成二十一年一月五日
- 三 第一条中別表岡山地方法務局の部、徳島地方法務局の部及び鹿児島地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第六条、第二十九條及び第三十三條の改正規定並びに第三条及び第四条の規定 平成二十一年一月十三日
- 四 第一条中別表仙台法務局の部の改正規定(第二号に規定する改正規定を除く。)及び別表名古屋法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第十七條の改正規定 平成二十一年一月十九日

附 則 (平成二二年二月五日法務省令第七六号) 抄

この省令は、平成二十一年二月九日から施行する。

附 則 (平成二二年三月一三日法務省令第七七号)

この省令は、平成二十一年三月二十三日から施行する。ただし、第一条中別表宮崎地方法務局の部、日南支局の款同支局の項の改正規定は、同月三十日から施行する。

附 則 (平成二二年三月二七日法務省令第七八号)

この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第一条中別表名古屋法務局の部及び大阪法務局の部の改正規定並びに第三条の規定は、同月二十七日から施行する。

附 則 (平成二二年四月一七日法務省令第七九号) 抄

この省令は、平成二十一年五月五日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表宇都宮地方法務局の部及び高松法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第六條第二項、第七條第四項及び第五項、第三十三條第一項並びに第四十二條の二の改正規定 平成二十一年五月七日

附 則 (平成二二年六月二日法務省令第八〇号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条中登記事務委任規則第三十二條第三項の改正規定は平成二十一年七月六日から、第一条中別表横浜地方法務局の部及び京都地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第十二條第二項、第二十一條及び第三十三條第一項の改正規定は同月二十一日から施行する。

附 則 (平成二二年七月二日法務省令第八一五号) 抄

この省令は、平成二十一年八月三日から施行する。

附 則 (平成二二年八月二四日法務省令第八二七号)

この省令は、平成二十一年九月七日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表前橋地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第六條の二及び第十二條第二項の改正規定 平成二十一年九月十四日

二 第一条中別表大阪法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第十一條第二項の改正規定 平成二十一年九月二十四日

附 則 (平成二二年九月一六日法務省令第八三一号) 抄

この省令は、公布の日から施行し、改正後の登記事務委任規則第七條第二項の規定は、平成二十一年十一月一日から適用する。ただし、次の

各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表釧路地方法務局の部及び神戸地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第三十二条第三項の改正規定並びに第三条及び第四条の規定 平成二十一年十月五日
- 二 第一条中別表千葉地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第四条第一項、第三十三条第一項及び第四十五条第一項の改正規定 平成二十一年十月十三日

附則（平成二十一年一月三〇日法務省令第四二二号）抄

この省令は、平成二十一年十一月九日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 略
- 二 第一条の規定、第二条中登記事務委任規則第二条、第六条、第十七条及び第四十五条第二項の改正規定並びに第三条の規定 平成二十一年十一月二十四日

附則（平成二十一年二月二五日法務省令第四七号）抄

この省令は、平成二十二年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表名古屋法務局の部豊田支局の款同支局の項の改正規定 平成二十二年一月四日
- 二 略
- 三 第一条中別表名古屋法務局の部の改正規定（第一号に規定する改正規定を除く。）及び第二条中登記事務委任規則第二条第二項の改正規定 平成二十二年一月十八日

附則（平成二十二年一月二七日法務省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表名古屋法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第三十六条の改正規定 平成二十二年一月一日
- 二 第一条中別表仙台法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第四十条の改正規定並びに第三条及び第四条の規定 平成二十二年二月十五日
- 三 第一条中津地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第二十八条第一項及び第四項の改正規定 平成二十二年二月二十二日

附則（平成二十二年二月二六日法務省令第四号）

この省令は、平成二十二年三月八日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表東京法務局の部及び富山地方法務局の部の改正規定並びに第二条中登記事務委任規則第一条、第六条の二及び第二十二條の改正規定 平成二十二年三月十五日
- 二 第一条中別表名古屋法務局の部の改正規定 平成二十二年三月二十二日
- 三 第一条中別表秋田地方法務局の部、さいたま地方法務局の部、静岡地方法務局の部、福井地方法務局の部、松江地方法務局の部、松山地方法務局の部、熊本地方法務局の部、宮崎地方法務局の部及び鹿児島地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第三条第五項、第八条、第十七条第二項及び第三項、第二十六条、第二十八条第四項、第三十二条、第三十八条並びに第四十五条の改正規定、第三条の規定並びに第四条中別表第一、大野人権擁護委員協議会の項、川本人権擁護委員協議会の項及び八幡浜人権擁護委員協議会の項の改正規定 平成二十二年三月二十三日

附則（平成二十二年三月二九日法務省令第八号）抄

この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条の規定 平成二十二年四月一日
- 二 略
- 三 第一条中別表新潟地方法務局の部の改正規定 平成二十二年三月三十一日

附則（平成二十二年七月二日法務省令第二六号）抄

この省令は、平成二十二年七月十二日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条の規定、第二条中登記事務委任規則第四条第一項、第十一条第一項、第十五条、第二十三条及び第三十二条の改正規定並びに第三条及び第四条の規定 平成二十二年七月二十日

附則（平成二十二年九月二八日法務省令第三一号）抄

この省令は、平成二十二年十月十二日から施行する。

- 一 第一条中別表福岡法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第二条第二項及び第十八条の改正規定、第二十八条の改正規定（同条第四項を削る部分に限る。）並びに第三十六条の次に一条を加える改正規定、並びに第三十六条の項の改正規定並びに第四条中別表第一、吉井人権擁護委員協議会の項の改正規定 平成二十三年一月三十一日

この省令は、平成二十三年三月二十二日から施行する。

附則（平成二十三年一月二日法務省令第三五号）抄

- 一 第一条中別表さいたま地方法務局の部の改正規定 平成二十二年十一月二十二日
- 二 略
- 三 第一条中別表さいたま地方法務局の部の改正規定 平成二十二年十一月二十二日

附則（平成二十三年二月二四日法務省令第四三号）抄

この省令は、平成二十三年一月十一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 略
- 二 第一条中別表福岡法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第二条第二項及び第十八条第一項の改正規定、第二十八条の改正規定（同条第四項を削る部分に限る。）並びに第三十六条の次に一条を加える改正規定、並びに第三十六条の項の改正規定並びに第四条中別表第一、吉井人権擁護委員協議会の項の改正規定 平成二十三年一月三十一日

附則（平成二十三年五月二日法務省令第四四号）抄

この省令は、平成二十三年一月三十一日から施行する。

- 一 第一条の規定 平成二十三年二月十四日
- 二 略
- 三 第一条中別表秋田地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第四条第一項及び第三十八条の改正規定、第三条中別表秋田の項の改正規定並びに第四条中別表第一、吉井人権擁護委員協議会の項の改正規定 平成二十三年三月三十一日

附則（平成二十三年七月二日法務省令第二四号）抄

この省令は、平成二十三年八月一日から施行する。

- 一 第一条中別表秋田地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第四条第一項及び第三十八条の改正規定、第三条中別表秋田の項の改正規定並びに第四条中別表第一、吉井人権擁護委員協議会の項の改正規定 平成二十三年八月二十六日

擁護委員協議会の項の改正規定 平成二十三年三月十四日

附則（平成二十三年三月一八日法務省令第四号）

- 一 第一条中別表盛岡地方法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第三十七条の改正規定、第三条中別表盛岡の項の改正規定及び第四条中別表第一、関人権擁護委員協議会の項の改正規定 別に法務省令で定める日
- 二 略
- 三 第一条中別表仙台法務局の部の改正規定 別に法務省令で定める日

附則（平成二十三年四月一日法務省令第一三号）抄

この省令は、公布の日から施行し、改正後の法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則別表秋田地方法務局の部の規定並びに改正後の登記事務委任規則、公証人定員規則及び人権擁護委員協議会、人権擁護委員連合会及び全国人権擁護委員連合会組織規程の規定は、平成二十三年三月十四日から適用する。

- 一 略
- 二 第一条中別表広島法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第二十三条の改正規定 平成二十三年五月二日

附則（平成二十三年五月二七日法務省令第一九号）抄

この省令は、平成二十三年六月二十日から施行する。

- 一 略
- 二 第一条中別表松江地方法務局の部の改正規定 平成二十三年七月二日

附則（平成二十三年八月二六日法務省令第二八号）抄

この省令は、平成二十三年十月十一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表宇都宮地方法務局の部の改正規定及び別表松江地方法務局の部の改正規定（

〔釧路郡〕を削る部分に限る。〕 平成二十三年十月一日

附 則 (平成二十三年一〇月三二日法務省令第三〇号) 抄

この省令は、平成二十三年十一月七日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表金沢地方法務局の部の改正規定 平成二十三年十一月十一日

附 則 (平成二十三年一二月一六日法務省令第三八号)

この省令は、平成二十三年十二月十九日から施行する。

附 則 (平成二十三年一二月二二日法務省令第四〇号) 抄

この省令は、平成二十四年一月三十日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中名古屋法務局の部の改正規定 平成二十四年一月四日

附 則 (平成二十四年一月二七日法務省令第三号)

この省令は、平成二十四年二月二十七日から施行する。ただし、第一条中別表甲府地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第七条の次に一条を加える改正規定は、平成二十四年二月十三日から施行する。

附 則 (平成二十四年二月二四日法務省令第五号)

この省令は、平成二十四年三月十九日から施行する。

附 則 (平成二十四年三月二三日法務省令第八号)

この省令は、平成二十四年四月二十三日から施行する。ただし、第一条中別表熊本地方法務局の部の改正規定は、同月一日から施行する。

附 則 (平成二十四年四月二三日法務省令第二二号)

この省令は、平成二十四年五月七日から施行する。ただし、第一条中別表盛岡地方法務局の部の改正規定は、同月十四日から施行する。

附 則 (平成二十四年五月二五日法務省令第二三号)

この省令は、平成二十四年六月十一日から施行する。

附 則 (平成二十四年八月二一日法務省令第三三号) 抄

この省令は、平成二十四年九月十八日から施行する。

附 則 (平成二十四年九月二二日法務省令第三四号)

この省令は、平成二十四年十月九日から施行する。ただし、第一条中別表さいたま地方法務局の部の改正規定は、同月一日から施行する。

附 則 (平成二十四年一二月三〇日法務省令第四三号)

この省令は、平成二十四年十二月二十五日から施行する。

附 則 (平成二十四年一二月二一日法務省令第四五号)

この省令は、平成二十五年一月一日から施行する。

附 則 (平成二五年一二月一七日法務省令第二八号)

この省令は、平成二十六年一月一日から施行する。ただし、第二条及び第三条の規定は、平成二十六年一月二十日から施行する。

附 則 (平成二六年二月二二日法務省令第一号)

この省令は、平成二十六年三月十日から施行する。ただし、第一条中別表宇都宮地方法務局の部の改正規定は、平成二十六年四月五日から施行する。

附 則 (平成二六年四月二五日法務省令第一八号)

この省令は、平成二十六年五月七日から施行する。

附 則 (平成二六年五月二三日法務省令第二二号)

この省令は、平成二十六年六月十六日から施行する。

附 則 (平成二六年六月二七日法務省令第二四号)

この省令は、平成二十六年七月二十二日から施行する。

附 則 (平成二六年一〇月二四日法務省令第二九号)

この省令は、平成二十六年十一月四日から施行する。ただし、第一条中別表静岡地方法務局の部の改正規定及び第二条中登記事務委任規則第七条の改正規定は、平成二十六年十一月二十五日から施行する。

附 則 (平成二六年一二月二六日法務省令第三九号) 抄

この省令は、平成二十七年一月十三日から施行する。

附 則 (平成二七年四月二四日法務省令第二七号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二八年一月一四日法務省令第二号)

この省令は、平成二十八年二月一日から施行する。

附 則 (平成二八年四月七日法務省令第三一号)

この省令は、平成二十八年五月十六日から施行する。

附 則 (平成二八年九月二六日法務省令第四三号)

この省令は、平成二十八年十月十日から施行する。

附 則 (平成三〇年一月三〇日法務省令第一号)

この省令は、平成三十年二月十三日から施行する。

附 則 (平成三〇年九月二五日法務省令第二三号)

この省令は、平成三十年十月一日から施行する。

附 則 (令和元年七月一六日法務省令第二六号)

この省令は、令和元年十月十五日から施行する。

附 則 (令和二年三月三一日法務省令第二四号)

この省令は、令和二年七月十日から施行する。

附 則 (令和二年一二月一六日法務省令第五五号)

この省令は、令和三年一月十二日から施行する。

附 則 (令和五年五月一二日法務省令第二七号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和五年五月二十九日から施行する。

附 則 (令和六年一月二六日法務省令第三号) 抄

この省令は、令和六年二月二十六日から施行する。

別表第一
札幌法務局

支局 (札幌)	出張所 (札幌)	位置	管轄区域
白石	白石区	北海道 札幌市 白石区	北海道の内 札幌市の内 白石区 厚別区 北広島市
北	札幌市	北海道 札幌市	北海道の内 札幌市の内 中央区
南	札幌市	北海道 札幌市	北海道の内 札幌市の内 清田区
西	札幌市	北海道 札幌市	北海道の内 札幌市の内 西区 手稲区
江別	江別市	北海道 江別市	北海道の内 江別市
恵庭	恵庭市	北海道 恵庭市	北海道の内 千歳市 恵庭市
小樽	小樽市	北海道 小樽市	北海道の内 小樽市 積丹郡 古平郡 余市郡
室蘭	室蘭市	北海道 室蘭市	北海道の内 室蘭市 登別市 伊達市 虻田郡の内 豊浦町 洞爺湖町 有珠郡
岩見沢	岩見沢市	北海道 岩見沢市	北海道の内 夕張市 岩見沢市 美唄市 三笠市 空知郡の内 南幌町

江差		(函館)	支局	函館地方務局		日高		俱知安		滝川		苫小牧	
(江差)		(函館)	出張所			(日高)		(俱知安)		(滝川)		(苫小牧)	
北海道 檜山郡		北海道 函館市	位置			北海道 日高郡 新ひだか 町		北海道 俱知安町 虻田郡		北海道 滝川市		北海道 苫小牧市	
北海道の内	鹿部町	茅部郡の内	管轄区域			北海道の内		北海道の内		北海道の内		北海道の内	夕張郡 樺戸郡の内

名寄	紋別		稚内		留萌					旭川		八雲	
(名寄)	(紋別)		(稚内)		(留萌)					(旭川)		(八雲)	
北海道 名寄市	北海道 紋別市		北海道 稚内市		北海道 留萌市					北海道 旭川市		北海道 八雲町	江差町
北海道の内	紋別郡の内	紋別郡の内	北海道の内		留萌郡					北海道の内		北海道の内	檜山郡 爾志郡 奥尻郡

石巻		(仙台)	支局	仙台地方務局		根室		北見		帯広		(釧路)	支局	釧路地方務局	
(石巻)		(仙台)	出張所			(根室)		(北見)		(帯広)		(釧路)	出張所		
宮城県 石巻市	宮城県 名取市	宮城県 青葉区	位置		北海道 根室市		北海道 北見市		北海道 帯広市		北海道 釧路市		北海道 釧路市	管轄区域	枝幸郡
宮城県の内	宮城県の内	宮城県の内	管轄区域		北海道の内		北海道の内		北海道の内		北海道の内		北海道の内		

十和田		五所川	八戸		弘前		青森		登米		大河原		気仙沼		古川		塩竈
(十和田)		(五所川)	(八戸)		(弘前)		(青森)		(登米)		(大河原)		(気仙沼)		(古川)		(塩竈)
青森県 十和田市	青森県 十和田市	青森県 五所川原市	青森県 八戸市		青森県 弘前市		青森県 青森市		宮城県 登米市		宮城県 大河原町		宮城県 気仙沼市		宮城県 大崎市		宮城県 塩竈市
青森県の内	青森県の内	青森県の内	青森県の内		青森県の内		青森県の内		宮城県の内		宮城県の内		宮城県の内		宮城県の内		宮城県の内

東松山 (東松山)	飯能	所沢	秩父	熊谷	坂戸	川越	志木	
埼玉県東松山市	埼玉県飯能市	埼玉県所沢市	埼玉県秩父市	埼玉県熊谷市	埼玉県坂戸市	埼玉県川越市	埼玉県志木市	埼玉県桶川市
東松山市の内	飯能市の内	狭山市の内 入間市の内	秩父市の内 秩父郡の内 横瀬町 皆野町 長瀬町 小鹿野町	熊谷市の内 行田市の内 深谷市の内 大里郡	坂戸市の内 鶴ヶ島市の内 入間郡の内 毛呂山町 越生町 比企郡の内 鳩山町	川島町の内 比企郡の内 三芳町の内 入間郡の内 ふじみ野市の内 富士見市の内	志木市の内 朝霞市の内 志木市の内 和光市の内 新座市の内	北足立郡の内 埼玉県の内

船橋	市川			久喜		越谷		
(船橋)	(市川)		東金	(久喜)	草加	(越谷)		
千葉県船橋市	千葉縣市川市	千葉県市原市	千葉県東金市	千葉県久喜市	千葉県草加市	千葉県越谷市	千葉県東秩父村	千葉県滑川町 嵐山町 小川町 吉見町 ときがわ町
千葉県の内	千葉県の内	千葉県の内	千葉県の内	千葉県の内	千葉県の内	千葉県の内	秩父郡の内	埼玉県の内
船橋市の内	浦安市 鎌ヶ谷市 市川市	市原市	山武市 大網白里市 山武郡の内 九十九里町	習志野市 千葉市の内	加須市 羽生市 久喜市 幸手市 白岡市	北葛飾郡の内 杉戸町 南埼玉郡 春日部市 春日部市	東秩父村	吉川市 北葛飾郡の内 松伏町

茂原	匝瑳	柏		佐倉	香取	松戸	木更津	館山
(茂原)	(匝瑳)	(柏)		(佐倉)	(香取)	(松戸)	(津)	(館山)
千葉県茂原市	千葉県匝瑳市	千葉県柏市	千葉県成田市	千葉県佐倉市	千葉県香取市	千葉県松戸市	千葉県木更津市	千葉県館山市
千葉県の内	千葉県の内	千葉県の内	千葉県の内	千葉県の内	千葉県の内	千葉県の内	千葉県の内	千葉県の内
長生郡 茂原市の内	芝山町 横芝光町 香取郡の内 多古町 山武郡の内	我孫子市 柏市 野田市 千葉市の内	酒々井町 印旛郡の内 富里市 白井市 印西市 成田市	香取郡の内 神崎町 東庄町 四街道市 八街市 印旛郡の内	香取市の内 流山市 千葉市の内	袖ヶ浦市 富津市 君津市 木更津市の内	安房郡 南房総市 鴨川市	千葉市の内 館山市 南房総市

湘南	横須賀	川崎		旭	戸塚	港北	金沢	神奈川	横浜	支局	横浜地方支局	いすみ	いすみ
(湘南)	(横須賀)	(川崎)	青葉	栄				(横浜)		出張所	位置	管轄区域	管轄区域
神奈川県藤沢市	神奈川県横須賀市	神奈川県川崎市	神奈川県横浜市	神奈川県横浜市	神奈川県横浜市	神奈川県横浜市	神奈川県横浜市	神奈川県横浜市	神奈川県横浜市	神奈川県横浜市	神奈川県横浜市	神奈川県横浜市	神奈川県横浜市
藤沢市の内	横須賀市の内	川崎市の内	横浜市の内	横浜市の内	横浜市の内	横浜市の内	横浜市の内	横浜市の内	横浜市の内	横浜市の内	横浜市の内	横浜市の内	横浜市の内
鎌倉市	三浦市 逗子市 三浦郡	川崎市の内 幸区 中原区	緑区 青葉区	瀬谷区	戸塚区 泉区	港北区 都筑区	金沢区 磯子区	鶴見区	中区 西区 南区	中区 西区 南区	中区 西区 南区	多摩区	勝浦市 いすみ市 夷隅郡

<p>函館地方 支局</p>	<p>北海道の内 千歳市 滝川市 歌志内市 旭川市 留萌市 恵庭市 伊達市 北広島市 石狩市 石狩郡 磯谷郡 虻田郡 岩内郡 古宇郡 積丹郡 古平郡 余市郡 空知郡の内 南幌町 上砂川町 夕張郡 樺戸郡 有珠郡 白老郡 勇払郡の内 厚真町 かわ町 沙流郡 新冠郡 浦河郡 様似郡 幌泉郡 日高郡</p>
<p>釧路地方 支局</p>	<p>旭川地方 支局 北海道の内 島牧郡 寿都郡 旭川市 留萌市 稚内市 紋別市 士別市 名寄市 深川市 富良野市 雨竜郡 上川郡の内 鷹栖町 東神楽町 当麻町 比布町 別町 上川町 東川町 美瑛町 和寒町 剣淵町 下川町 空知郡の内 上富良野町 中富良野町 野町 南富良野町 勇払郡の内 占冠村 中川郡の内 美深町 音威子府村 中川町 増毛郡 留萌郡 苫前郡 留萌郡 天塩郡 宗谷郡 枝幸郡 礼文郡 利尻郡 紋別郡の内 滝上町 興部町 興部村 雄武町 西</p>
<p>仙台 支局 青森 盛岡 秋田 山形 福島 東京 支局 水戸 宇都宮 前橋 さいたま 千葉 横濱 支局</p>	<p>宮城 青森 岩手 秋田 山形 福島 東京 茨城 栃木 群馬 埼玉 千葉 神奈川</p>
<p>新潟 甲府 長野 静岡 名古屋 富山 石川 福井 岐阜 三重 大阪 滋賀 京都 兵庫 奈良 和歌山 広島 鳥取 島根 岡山 山口 香川 支局</p>	<p>新潟 山梨 長野 静岡 愛知 富山 石川 福井 岐阜 三重 大阪 滋賀 京都 兵庫 奈良 和歌山 広島 鳥取 島根 岡山 山口 香川</p>

徳島地方 法務局 その支局	徳島地方 法務局の本庁及び 徳島県
松山地方 法務局 その支局	松山地方 法務局の本庁及び 愛媛県
高知地方 法務局 その支局	高知地方 法務局の本庁及び 高知県
福岡法務局 支局	福岡法務局の本庁及び その福岡県
佐賀地方 法務局 その支局	佐賀地方 法務局の本庁及び 佐賀県
長崎地方 法務局 その支局	長崎地方 法務局の本庁及び 長崎県
熊本地方 法務局 その支局	熊本地方 法務局の本庁及び 熊本県
大分地方 法務局 その支局	大分地方 法務局の本庁及び 大分県
宮崎地方 法務局 その支局	宮崎地方 法務局の本庁及び 宮崎県
鹿児島地方 法務局 その支局	鹿児島地方 法務局の本庁及び 鹿児島県
那覇地方 法務局 その支局	那覇地方 法務局の本庁及び 沖縄県
